

【一般家庭(世帯人数計算)】

世帯人員	水洗便所・生活雑排水接続の排除量		水洗便所未接続の排除量 (生活雑排水のみ接続)	
	認定排除量	料金(税別)	認定排除量	料金(税別)
1人	10m ³	1,400円	8m ³	1,400円
2人	19m ³	2,660円	15m ³	2,100円
3人	28m ³	3,920円	22m ³	3,080円
4人	37m ³	5,180円	29m ³	4,060円
5人	46m ³	6,440円	36m ³	5,040円
6人	51m ³	7,150円	41m ³	5,740円
7人	56m ³	7,900円	46m ³	6,440円
8人	61m ³	8,650円	51m ³	7,150円
9人	66m ³	9,400円	56m ³	7,900円
10人	71m ³	10,150円	61m ³	8,650円
11人	76m ³	10,900円	66m ³	9,400円
12人	81m ³	11,650円	71m ³	10,150円

※1 一般家庭の下水道使用料は、原則として住民票の世帯人数で計算していますが、転入や転出、出生、死亡等により世帯人数に変更があった時は、町上下水道課に「下水道世帯人員変更届出書」の提出が必要です。また、単身赴任や進学、長期入院等の理由により美浜町に住民票を置いたまま町外に転出された時も、この届出により減員することができます。ただし、減員となった方が世帯に戻られた時には、必ず増員の届出をお願いします。

【一般家庭以外(水道(井戸)水量計算)】

区分	排除量	料金(税別)
基本料金	10m ³ までの分	1,400円
累進料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え50m ³ までの分	140円
	50m ³ を超え100m ³ までの分	150円
	100m ³ を超え200m ³ までの分	160円
	200m ³ を超える分	180円

※1 排除量とは：下水道に流す水の量のことです。

※2 一般家庭以外の事業所等、営業用途の排除量は、水道水のみを使用した場合は水道使用量を、水道水以外の水のみ使用した場合は、町長の定める計測器(※3)で計測した水量とします。また、水道水以外の水(井戸水等)を併用した場合は、水道使用量に計測器で計測した水量を加えた水量とします。

※3 町長の定める計測器：水道メーターを設置します。この場合、メーター器は貸与とし、設置に要する費用は個人負担となります。